

コンプライアンス規程

新規制定： 2011 年 10 月 01 日
更新日付： 2012 年 08 月 13 日

株式会社 新世紀システムズ

(総則)

第1条 この規程は、コンプライアンス（法令遵守）について定める。

(経営方針)

第2条 会社は、コンプライアンスを経営の基本方針とする。

(社員の責務)

第3条 社員は、経営方針を踏まえ、法令を誠実に遵守して職務を遂行しなければならない。

2 次に掲げることをしてはならない。

- (1) 法令に違反すること
- (2) 他の社員に対し、法令違反を指示すること
- (3) 他の社員に対し、法令違反を教唆すること
- (4) 他の社員の法令違反を黙認すること

3 毎年度1度、法令遵守の誓約書を提出しなければならない。

(役職者の責務)

第4条 役職者は、自ら所管する部門において法令違反が生じることのないようにしなければならない

(コンプライアンス統括室への相談等)

第5条 社員は、自らが所管する部門において法令違反であるかどうか、判断に迷うときは、あらかじめコンプライアンス統括室に相談しなければならない。

2 コンプライアンス統括室は、社員から相談を受けた事案が法令違反であるかどうか、判断に迷うときは、顧問弁護士に相談しなければならない。

3 社員は、コンプライアンス統括室から回答があるまでは、相談した事案を実行に移してはならない。

4 社員は、相談した事案について、コンプライアンス統括室から「法令に違反する」または「法令に違反する恐れがある」と回答されたときは、その事案を実行してはならない。

(コンプライアンス研修会)

第6条 会社は、次に掲げる目的のため、必要に応じ、研修会を開催する。

- (1) コンプライアンスへの関心を高めること
- (2) コンプライアンスについての正しい知識を付与すること

2 次の場合には、関係社員を対象として、法令の内容を周知するための研修会を開催する。

- (1) 法令が改正されたとき
- (2) 新しい法令が施行されたとき

(通報の義務)

第7条 社員は、他の社員の法令違反行為を知ったときは、直ちにコンプライアンス統括室あるいは顧問弁護士事務所に通報しなければならない。

- 2 通報は、口頭、電話、メール、郵便その他いずれの方法でも差し支えないものとする。
- 3 通報は、匿名でも差し支えないものとする。

(事実関係の調査)

第8条 コンプライアンス統括室は、社員から法令違反の通報があったときは、直ちに事実関係を調査しなければならない。

- 2 調査にあたっては、通報者に一切の不利益を受けないようにしなければならない。

(社長への報告)

第9条 コンプライアンス統括室は、調査の結果、法令違反が行なわれたことが確認されたときは、次の事項を直ちに社長に報告しなければならない。

- (1) 法令違反の具体的な内容
- (2) 法令違反を行なった者の氏名、所属、または法令違反をした部門名
- (3) 法令違反が行なわれた年月日
- (4) 法令違反が行なわれた背景、事情
- (5) その他法令違反に関すること

(届出)

第10条 会社は、法令違反の内容を確認し、必要に応じて所管官庁に届け出る。

(公表)

第11条 会社は、法令違反の内容を必要に応じてホームページ等により公表する。

(原因究明・再発防止策)

第12条 会社は、法令違反が生じた原因を究明し、再発防止策を講じる。

(懲戒処分)

第13条 会社は、法令違反をした社員を懲戒処分に付する。

2 社員は、次に掲げることを理由として、自らが行なった法令違反行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 会社の利益を図る目的で行ったこと

3 法令違反が役職者の監督不行届きによって生じたときは、役職者についても懲戒処分を行う。

(付則)

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

■ 改版履歴

版数	制定/改訂日	該当頁/ 該当項目	制定理由/改訂の要点	承認	作成
初版	2011/10/01	全頁	新規作成		
第2版	2012/08/13	3頁/ 第8条 2項	通報者保護を明確にするための修正		